

景観評価リスト

事業所管課	鳥取県鳥取県土整備事務所	事業担当氏名	道路都市課 沖田 学史
-------	--------------	--------	-------------

1 事業概要

事業名	県道金沢伏野線（金沢工区）道路改良事業
事業箇所	<input checked="" type="checkbox"/> 景観形成重点区域内（湖山池景観形成重点区域） <input type="checkbox"/> 自然公園区域（ ） <input type="checkbox"/> 景観計画区域 <input checked="" type="checkbox"/> 他の景観行政団体の区域（ 鳥取市 ）
事業の種類	歩道の整備（一般県道の改良事業）
事業期間	平成29年度～平成31年度
事業の規模	計画延長：L=200m 幅員：全幅W=9.50m（車道幅：7.00m、歩道幅：2.2～2.5m）
事業目的	当工事は、山陰海岸ジオパーク湖山池公園のうち、金沢ふれあい公園からつづら尾を結ぶ公園未整備区間について、連絡通路を整備し歩行者等のアクセス性向上を図るものである。予定する通路は、現道の県道金沢伏野線に歩道新設を行い、高齢者、障害者などを対象としたバリアフリーを実現し、移動中の湖山池眺望が期待されるものとなる。

2 周辺の景観特性等に関する状況

(1) 施工区域周辺の景観特性、景観資源及び景観形成の基本的方向（①～③のいずれかを選択して記入）	
①整備する施設が視点場となる場合	【景観特性及び景観資源】当該整備区間は、湖山池の西側に配置された湖岸兼用道路である。池側は路肩から外がブロック積護岸の水際となり一面に湖山池が見渡せ、山側は岩肌が露出した急崖な斜面に遮られる。遠方から整備区間を望むと、湖山池とその周辺を取りまく山並みとが一体となって景観をつくり出している。 【景観形成の基本的方向】湖畔から池を見渡す眺望は、自然景観の視点場として保全対象となるため、これを阻害しない配慮を行う。地形の改変は、極力抑えて自然と一体となった歴史的・文化的景観を保全する。建造物は、色彩計画を水と緑に調和する落ち着いた色彩となるように誘導する。
②整備する施設が主対象になる場合	
③整備する施設が主対象に何らかの影響を与える場合	
(2) 特に配慮する事項	
・鳥取市景観形成条例	

3 景観特性等に配慮して定める具体的対応

項目	公共事業景観形成指針に定める共通要素基準（基本事項）	具体的対応
位置 ・ 規模	<p><input checked="" type="checkbox"/> 景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で、かつ高さを抑える。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業区域内及びその周辺に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とする。</p>	<p>当該ルートは、現道を活用することで地形の改変を少なくし景観の保全を図る。新設の歩道は、現道からの眺望を妨げない位置に設置する。</p> <p>立木伐採等は、現道を活用することで地形の改変を少なくし、影響範囲を縮減する。</p>

形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とする。 □ 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠とする。 □ ランドマーク的な施設など、施設の存在感を強調させる形態・意匠を計画する場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。 	<p>張出し歩道、転落防止柵は、素材を統一し、周辺との調和を図る。転落防止柵は、湖山池の眺望を遮らない透過性のよい構造を採用する。</p>																			
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺の景観と調和した色彩とする。 □ 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とする。 □ 外観のベースカラーは、次のとおりとする。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合及び道路付属物等について安全上視認性確保が必要な場合は、この限りでない。 <table border="1" data-bbox="425 691 878 1028"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th colspan="3">彩 度</th> </tr> <tr> <th>景観形 成重点 区域</th> <th>自然公 園の区 域</th> <th>その他 の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>4以下</td> <td>4以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> □ 送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 □ ランドマーク的な施設など、基準値を超える色彩の使用を計画している場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。 <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法—三属性による表示）による。</p> <p>※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</p>	有彩色の色相	彩 度			景観形 成重点 区域	自然公 園の区 域	その他 の区域	0.1R～10R	2以下	2以下	4以下	0.1YR～5Y	4以下	4以下	6以下	上記以外の色相	2以下	2以下	2以下	<p>車道及び歩道舗装は、現道との連続性を考慮し、アスファルト舗装（無彩色）とする。張出し歩道、転落防止柵の色彩は、茶系色とする。</p>
有彩色の色相	彩 度																				
	景観形 成重点 区域	自然公 園の区 域	その他 の区域																		
0.1R～10R	2以下	2以下	4以下																		
0.1YR～5Y	4以下	4以下	6以下																		
上記以外の色相	2以下	2以下	2以下																		

4 特記事項 【具体的対応について】

- ・特になし

備考 景観チェックリストを作成する際、本書に記載した内容を変更する場合、該当部分に変更の内容及び理由を明記し、景観チェックリストに添付すること。